

投稿規定（案）

ふくしま生物研究会（以下、研究会）が発行する『福島生物研究会報』（英表記 Bulletin of Biological Society of Fukushima）について、以下の通りに投稿規定を定める。

1. 投稿の資格

誰でも投稿できる。著者の属性によって投稿を妨げない。同一著者による原稿は、各号につき1件まで受け付ける。ただし、編集委員会が認めた場合にはこの限りではない。また、次のような場合には、原稿を受け付けないことがある。

- (1) 投稿規定および原稿作成の手引きに従っていない場合
- (2) 投稿票が付されていない場合
- (3) 誤字脱字が多い場合
- (4) 他人の著作権を侵害している場合
- (5) 捏造、改竄、盗用（自己盗用・自己剽窃を含む）、二重投稿等の不正が疑われる場合
- (6) 科学的に不正確な内容を含む可能性が考えられる場合
- (7) 福島県に分布する（または分布した）野生生物には関係ない内容が大部分を占める場合
- (8) その他編集委員が掲載に不適当であると判断した場合

2. 著作権

投稿した時点で、これらの事項に同意したものとみなされる。

- (1) 著作権は、各記事の著者に属するものとし、各記事の内容に関する問い合わせについては、本研究会では対応しない。
- (2) 著者は投稿された原稿について、他者の著作権を侵害していないことを保証する。
- (3) 各記事は、研究会の所有するオンラインのウェブサイトにおいて無料で公開し、誰でも自由にダウンロード可能な状態にする。
- (4) 各号・各記事は、国立国会図書館のオンライン資料収集制度（e デポ）に従い、オンライン資料として同館に納入される。
- (5) 記事の掲載順序や体裁は、編集委員会に一任する。
- (6) 原稿は編集委員会の校閲（査読ではない）を受けるものとし、必要に応じて校閲者や編集委員会で手を加えることがある。
- (7) 受理された記事が掲載に不適切であることが判明した場合には、編集委員会は協議を経て掲載を延期または中止することができる。

3. 投稿区分

投稿する原稿は、福島県内の野生生物に関する未発表の内容に限る。投稿区分は（1）原著

論文、または（2）短報の2つとし、啓蒙文、隨想、書評等の記事は受け付けない。ただし、（2）短報は、県内初記録や絶滅危惧種の新産地等といった、福島県の野生生物の分布や生態解明に重要な発見・知見のみを扱うものとする。これに該当しない分布記録に関する報告については、少なくとも県下における過去の分布記録のレビューを伴った原著論文として受け付ける。

4. 投稿料および掲載料

無料とする。

5. 原稿の言語

日本語とする。全編（謝辞を含む）にわたって常体で書き、敬体にしない。

6. 原稿の作成

研究会の所有するオンラインのウェブサイトに掲載する「原稿作成の手引き」および「原稿フォーマット」に従って作成すること。また、原稿を作成した際には「投稿票」に記入して、原稿とともに提出すること。

7. 入稿

入稿は E-mail でのみ受け付ける。原稿はデジタルデータで入稿し、次の項目に従って作成すること。

（1）Microsoft Word（docx 形式）で作成する。

（2）図は JPEG 形式とし、原稿とは別ファイルとして入稿すること。写真を含む場合は鮮明なものを使用し、カラーの場合の解像度は 300 ppi 以上、グレースケールの場合の解像度は 600 ppi 以上とする（モノクロは不可）。ただし、各図のファイルサイズは 100 MB を超えてはならない。

（3）表は Microsoft Word の表作成機能を使って作成し、原稿とは別ファイルとして入稿すること。

8. 発行・別刷

オンラインで発行し、印刷物は作製しない。研究会の所有するオンラインのウェブサイトにおいて、デジタルデータ（PDF 等）で無料公開し、ダウンロード可能とする。発行時期は定めないが、原稿が集まり次第、年 1 回程度発行する。各著者には当該記事の別刷デジタルデータ（PDF 等）を作成し、原稿に記入された連絡先のメールアドレス宛に送付する。

2025 年 7 月 19 日作成

2025 年 7 月 23 日改訂